

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆目的と対象事業			
1	本補助事業の目的は	本補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び温室効果ガスであるフロン類の排出の抑制のための冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に用いられる脱炭素型自然冷媒機器並びに食品小売店舗におけるショーケースその他の脱炭素型自然冷媒機器を導入する事業(対象施設への脱炭素型自然冷媒機器の導入後、当該機器を含めて対象施設を第三者へ譲渡または貸し付けをする事業を含む)を行うことにより、脱炭素型自然冷媒機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。	P4
2	対象事業は	①冷凍冷蔵倉庫に用いられる脱炭素型自然冷媒機器を導入する事業 ②食品製造工場に用いられる脱炭素型自然冷媒機器を導入する事業 ③食品小売店舗におけるショーケースその他の脱炭素型自然冷媒機器を導入する事業 となります。詳しくは公募要領をご参照ください。	P5-6
◆用語・定義			
1	自然冷媒機器とはどんなものか	フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気、水等の自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器を言います。	P5
2	脱炭素型自然冷媒機器とは	導入する自然冷媒機器は、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものを言います。	P5
3	「冷凍冷蔵倉庫」とは	農畜水産物等の生鮮品や加工品及びそれらの凍結品などの物品を常時低温域で保管するための倉庫を言います。	P5-6
4	「食品製造工場」とは	食品及びその原材料・冷却材を製造・加工する工場を言います。	P6
5	「食品小売店舗」とは	食品小売を目的とした店舗で、大別して、フランチャイズ形態のコンビニエンスストア(CVS)及びそれ以外の食品小売店舗(スーパーマーケットやドラッグストア等々)を言います。	P6

**環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問**

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆申請			
1	申請受付窓口はどこか	「一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(以下機構という)」の事業支援センターが申請窓口となります。	P18
2	申請は持ち込みでも構わないか	提出方法には①補助金申請システム「jGrants」による電子申請、②郵送による申請、③持ち込みによる申請の3通りが可能です。いずれの方法でも、公募期間内に必着で機構に提出してください。(電子メールによる提出は受付ておりません)	P17-18
3	郵送等による書面による申請を、途中から「jGrants」による電子申請に変更できますか。また、その逆は可能ですか。	一旦書面による申請をした場合、途中から「jGrants」による電子申請に変更することはできません。また、その逆も変更はできません。	P1,P17
4	公募説明会は開催されるか。 また、公募説明会への参加は、本事業に応募するための必須条件か	公募説明会は本年度も開催予定です。詳細はHPをご覧ください。 公募説明会への参加は必須条件ではありません。 なお、公募説明会開催後にはHP上に公募説明動画を掲載しますので利用願います。	HP
5	応募申請の様式は決まっていますか	指定の様式があります。応募申請書(様式1)、実施計画書(1/3-3/3)(別紙1)、経費内訳(別紙2)は、必ず所定の様式を使用してください。	様式1 別紙1、2
6	応募申請と交付申請の違いは	公募期間中に応募申請を行っていただき、審査を経て採択内示を受けた方のみ交付申請を行っていただくことになります。	P20
7	審査基準はどのような内容か	機構ホームページの「政府補助事業(環境省)」の公募についての中に、参照資料として審査基準を掲載しております。	審査基準
8	申請に関して質問がある場合、どうしたらよいか	問合せは、機構事業支援センター宛に以下の方法で連絡してください。 ・電 話: 03-5733-4964 ・メー ル: kankyo-hojokin@jreco.or.jp	P19
9	「暴力団排除に関する誓約事項」は	公募要領別添1に示すように、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できることが、補助対象事業の基本的要件のひとつですので同意の上で申請してください。	P23 別添1
10	個人情報の取り扱いは	応募様式に記入いただいた情報は「個人情報」に該当しますので、機構として必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。公募要領の別添2をご確認いただき、同意の上で記入してください。	P24 別添2

**環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問**

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆応募申請について			
1	応募申請書の様式1の代表名は誰にすればよいですか	応募事業者の代表者等権限のある方となります。	様式1,P16
2	応募申請書の様式1および実施計画書の別紙1(1/3)の事業担当者(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか	補助事業に係わる業務を行い、機構と確実に連絡を取り合える方としてください。	様式1 別紙1
3	コンサル会社などで代行申請はできますか	原則として、コンサル会社などによる代行申請はできません。 補助対象設備を所有することになる事業者(法人)が、応募申請を行ってください。 様式1又は別紙1の「事業実施責任者・事業担当者・経理責任者」は、応募申請を行う法人組織に所属されている方を記載してください。 なお、応募申請書等を作成するにあたって、事業者からの依頼を受けてコンサルや設計支援業務等を行うことを妨げるものではありません。 ※補助金申請システム「JGrants」には、申請事業者に代わって入力が行える”代理申請”機能がありますので、これを利用した代理申請は可能です。なお、この機能の利用については申請事業者の責任で行ってください。	P16 様式1 別紙1
4	資産の流動化に関する法律に基づき設立された特別目的会社や特定目的会社は申請できますか	「民間企業」のうち、資産の流動化に関する法律(平成10年6月15日 法律第105号)に基づき設立された特別目的会社(以下「SPC」という)、特定目的会社(以下「TMK」という)等も申請可能です。 SPC・TMK等への最大出資者が大企業である場合は大企業として扱い、最大出資者である大企業が【大企業に求める条件】に合致していることが必要です。なお、SPC・TMK等が【大企業に求める条件】に合致していることは求めません。	P8
5	リースを活用する場合でも応募は可能ですか	ファイナンスリースであれば可能です。 対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請となります。 詳細は公募要領を参照してください。	P9、P13
6	共同実施を行う際はどうしたらよいか	他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「代表事業者」および「共同事業者」に該当することが必要となります。	P13-14
7	中小企業の定義(企業規模の判定基準)は	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に準じます。 詳細は公募要領を参照してください。	P8
8	大企業は申請できますか	民間企業のうち大企業については、別表第1の【大企業に求める条件】に合致していることが必要です。	P8 別表第1
9	大企業資本下の中小企業とは	以下の3ケースに該当する中小企業者は「大企業資本下の中小企業」となります。 ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の2/3以上を複数的大企業が所有している中小企業者 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業 「大企業資本下の中小企業」に該当する企業は、「先進的中小企業」での申請はできません。よって、【大企業へ求める条件】への合致を必須とはしていません。	P8 別表第1
10	申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書等)の添付が必要とあるが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請は可能か	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳については、概算見積書をもとに作成していただいて構いません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限内のものを添付してください。	P14、P16 別紙2
11	貸借対照表・損益計算書は、グループ全体の連結決算書でよいか	グループ全体ではなく、自社分の経理状況がわかる書類を提出してください。	P17

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
12	海外の企業・スーパー等でも申請は可能か	日本法人としての決算書類等があり、日本国内の事業所に設置される設備であれば申請は可能です。	P17
13	応募申請の提出方法について	【応募申請を紙の申請書と電子媒体(CD-R等)の郵送等で行う場合】 提出期限までに持参または郵送により機構へ提出してください。(電子メールによる提出は受け付けません) 【応募申請を補助金申請システム(jGrants)で行う場合】 提出期限までに補助金申請システム「jGrants」に登録した日時が機構への提出日時となります。	P17-18
14	応募申請の提出方法について:CVSIにおける複数事業の一括申請(提出資料の簡素化)	食品小売店舗のうち、フランチャイズ形態のコンビニエンスストア(CVS)におけるショーケースその他の脱炭素型自然冷媒機器を導入する事業の場合は事業所単位だけではなく、複数の事業所を収録した補助申請とすることもできます。	P6
15	応募申請の提出方法について:同一事業者の複数事業の提出資料の簡素化	【応募申請を紙の申請書と電子媒体(CD-R等)で行う場合】 同一事業者が複数事業の応募申請書を提出する場合、6.(1)エ及びオに関する共通の会社説明書等は、個別の応募申請書ごとに添付せず、1部を共通の会社説明書等として提出することができます。 【応募申請を補助金申請システム(jGrants)で行う場合】 補助金申請システム「jGrants」による電子申請の場合は、最初に登録する事業所の応募申請書に共通の会社説明書として登録してください。	P17
16	提出部数は	【応募申請を紙の申請書と電子媒体(CD-R等)で行う場合】 書類(紙)を正1部、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)を1部提出してください。(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください) なお、提出頂きました応募書類は返却しませんので必ず写しを控えておいてください。 【応募申請を補助金申請システム(jGrants)で行う場合】 申請書類は電子データとして登録されますので、書類(紙)と電子媒体(CD-R等)の提出は不要です。 なお、「jGrants」登録後に機構から、参考用として書類(紙)の送付を依頼することがありますので、その際はご協力下さい。	P17-18
17	応募申請の審査結果の通知は郵送で送られてきますか	【応募申請を紙の申請書と電子媒体(CD-R等)で行った場合】 審査の結果は、応募申請書に記載の担当者あてに「採択内示」または「不採択」の通知としてメールにてお知らせします。 【応募申請を補助金申請システム(jGrants)で行った場合】 審査の結果は、「jGrants」システムにて「採択内示」または「不採択」の通知をします。	P11 実施フロー
◆応募申請の辞退			
1	申請後、諸事情により応募を取りやめる事態が生じた場合、どのように対応すればよいか	申請を辞退する場合、必ず機構まで電子メール等で取り止める理由を添えて連絡してください。	実施フロー

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆別紙1 実施計画書兼報告書			
1	実施計画書兼報告書(1/3)について	このシートは、申請者情報を明確にさせていただくものです。 事業の名称は、対象施設が分かるように簡潔に記載し、単年度申請・複数年申請の区分、導入施設が冷凍冷蔵倉庫・食品製造工場・食品小売店舗(CVS又はCVS以外)の区分、また導入目的や新設か更新か等が分かる様に記載してください。 更新内容の詳細では、特定フロン(CFCs、HCFCs)からの更新に対して該当・非該当を記載してください。 また、別置型ショーケースからの更新に対して該当・非該当を記載してください。	別紙1
2	実施計画書兼報告書(1/3)について:「補助対象範囲の経費総額」と「トン当たり削減費用」(費用対効果)について	「補助対象範囲の経費総額」とは、本補助事業において補助対象経費の区分で定められている経費のうち、申請事業において補助対象経費として認められている経費の総額のことです。 「トン当たり削減費用(円/t)」は、「補助対象範囲の経費総額(円)」を[「CO2削減効果計算書による合計削減量(t/年)」に「法定耐用年数(年)」を乗じた削減量(t)]で除して算出します。この値を費用対効果と呼称します。	P14 別紙1(注記) 別紙2 (記入要領) 審査基準
3	実施計画書兼報告書(2/3)について	このシートは、導入する自然冷媒機器【A】と比較対象フロン機器【B】と撤去する機器【C】のそれぞれの性能を比較して年間のCO2削減量を求めるものです。算出に際してはそれぞれの根拠を説明資料として添付してください。詳細は記入要領を参照願います。	別紙1
4	実施計画書兼報告書(2/3)について: 型式ごとの計算シート	このシートには、比較対象フロン機器【B】が自動的に選定される自動計算機能があります。ただし、自動選定が機能する範囲は別置型のコンデンシングユニットで冷凍機1台当たりの冷凍能力が500kw以下の場合に限られます。この自動計算機能により【B】を選定した場合は【B】の根拠資料は不要となります。 なお、冷凍機内蔵型のショーケースや冷凍機1台当たりの冷凍能力が500kwを超える場合および自動計算の結果が現場の実態に明らかに見合わない場合などについては、【B】の型式を特定した上ですべての数値(その場合、脱炭素型自然冷媒機器【A】と比較対象フロン機器【B】の冷凍能力が同一又はほぼ等しい値の機器を選定して下さい)を手動で入力し、その選定根拠資料を添付してください。 このシートの自動計算機能を利用する場合、記入要領に従わない入力や自動計算機能の改ざんなどは絶対に行わないでください。(不正行為と見做します)	別紙1 (記入要領)
		導入する自然冷媒機器【A】が冷凍機内蔵型のショーケースの場合、手動計算によって【A】と同タイプで同一又はほぼ等しいサイズの比較対象フロン機器【B】を選定し、【A】が【B】より省エネであることを示してください。 その際、本シートの「④冷凍機年間消費電力」の項へJISの試験方法等に基づくカタログ値(根拠書として添付)を直接入力された場合は、「冷却負荷」「凝縮温度または外気温度」「蒸発温度または冷水出口温度」「冷凍能力(1台あたりの値)」「①冷凍機消費電力(1台あたりの値)」「②冷凍機年間稼働時間(1台あたりの値)」「③年間負荷率」の各項への記入を省略することができます。	別紙1 (記入要領)
		撤去する既存機器【C】は、本事業による設備の導入に伴い撤去し廃棄する既存の冷凍等装置がない場合は記入不要です。また、既存の冷凍等装置があったとしても、【C】への入力は任意です。 撤去する既存機器【C】を入力する場合は、撤去する既存機器の性能等諸元値(根拠書を添付)を記入して下さい。その際、「④冷凍機年間消費電力」の項へ撤去する既存機器の年間消費電力(運転実績に基づく根拠書を添付)を直接入力された場合は、「冷却負荷」「凝縮温度または外気温度」「蒸発温度または冷水出口温度」「冷凍能力(1台あたりの値)」「①冷凍機消費電力(1台あたりの値)」「②冷凍機年間稼働時間(1台あたりの値)」「③年間負荷率」の各項への記入を省略することができます。	別紙1 (記入要領)

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
5	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: 全般	このシートは、補助事業の確実な実施のための記載事項(資金調達計画、工事計画スケジュール、複数事業所の申請)や導入効果の把握方法、フロン冷蔵機器への常時監視システムの導入状況、省エネ・再エネ活用の取組状況、大企業に求める条件への適合性などについて記載してください。	別紙1 (記入要領)
6	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: フロン冷蔵機器への常時監視システムの導入状況	この項目はすべての事業が対象です。 自社が所有する事業所のフロン冷蔵機器に関する常時監視システムについて、該当する1項目を選択して☑を入れてください。	別紙1 審査基準
7	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: 省エネ・再エネ活用の取組状況	この項目はすべての事業が対象です。 高水準の省エネ・再エネ活用の取組、再エネ活用の取組に合致している場合、それぞれの項目に☑を入れてください。 各チェック項目の根拠となる証拠書類を添付してください。	別紙1 審査基準
8	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: 大企業に求める条件	このシートは、「大企業」、「先進的な中小企業」、「該当なし」の何れかに☑を入れてください。 「大企業に求める条件」は、大企業または先進的中小企業として申請する事業にとって必須条件となっています。 必須項目として、①新規導入機器についての転換目標及び②既設機器を含めた転換目標を交付申請時まで公開している自社のウェブサイト上に掲載していることが必要です。	P26-27 (別表第1) 別紙1
	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: 【必須項目】 ①新規導入機器についての転換目標	大企業または先進的中小企業として申請する事業者は、①新規導入機器についての転換目標を設定するとともに申請事業の分野別に記載された目標にそれぞれ☑を入れてください。	P26-27 (別表第1) 別紙1
	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: 【必須項目】 ②既存機器を含めた転換目標	大企業または先進的中小企業として申請する事業者は、2030年及び2040年にそれぞれ達成することをめざす、既存機器を含めた自社内のすべての主要冷凍冷蔵機器のうち自然冷蔵機器の占める割合(原則として台数ベース)で具体的に表に記載してください。	P26-27 (別表第1) 別紙1
	実施計画書兼報告書(3/3)Aについて: 【必須項目】 転換目標の確認	大企業または先進的中小企業として申請する事業者は、自社の取り組みをPRするウェブサイト(URL)を記載してください。 更に自社のウェブサイト以外の方法でもPRしている場合は、その方法等を備考欄に記載してください。	P26-27 (別表第1) 別紙1
9	実施計画書兼報告書(3/3)Bについて	複数年度事業を申請される方は本シートに複数年度実施計画を記載してください。 ・事業全体の実施工程表: 1年目の事業工程、2年目の事業工程を示す。 ・事業全体の補助対象経費: 1年目、2年目、合計欄にそれぞれ記載する。 ・複数年度事業としなければならない特段の事由について分りやすく記載。	P12 別紙1
10	導入設備の安全対策の概要とはどのような内容を示せばよいですか	適用法令・規格、安全対策項目、実施内容などを分りやすく具体的に記載ください。 建築基準法、電気事業法、消防法、高圧ガス保安法、フロン排出抑制法等々の法令遵守は当然ですが、多くの自然冷媒には可燃性・爆発性・窒息性や毒性等があり、かつ高圧環境下で運転されることから、採用する事業者や製造メーカー等が実施しなければならない安全対策の概要について説明を求めるものです。 ⇒公募要領P6の(力)(キ)に導入設備の安全対策に関する記載があります。 (力) ～(略)～ 高圧ガス保安法等の関係諸法令を遵守すること。 (キ) ～(略)～ 製造者等において安全性の評価を行い、その結果に基づく対策をとったものであること。 これらに係る概要を作成し提出してください。	P6,P16

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆別紙2 経費内訳			
1	経費内訳について	このシートは、申請する補助事業に係る所要経費とその内訳及び補助率と補助金所要予定額並びに購入予定の主な財産の内訳などを記載していただくものです。 詳細は記入要領を参照願います。	P14 別紙2 (記入要領)
2	経費内訳について:「補助事業期間」の選択と作成枚数	このシートは、申請する補助事業の期間によって作成して頂く枚数が異なりますのでご注意ください。 ※単年度事業の場合: 補助事業期間「単年度事業」を選択し、本シート1枚を作成 ※複数年度事業の場合: 補助事業期間「複数年度事業」の(経費合計)×(1年目)×(2年目)を選択し、それぞれの経費についてシートを作成(計3枚作成)	P12、P14 別紙2(注記)
3	経費内訳について:「先進的な中小企業」及び「CVS以外の食品小売店舗の更新事業」の選択	申請する事業の補助率を決めるため、申請する補助事業が「先進的な中小企業」や「CVS以外の食品小売店舗の更新事業」に該当するか否かを選択してください。 本補助事業の補助率は原則として1/3以下としています。これらに該当する事業は次の補助率で申請することができます。 ※「先進的な中小企業」の場合 ⇒ 合計の国庫補助基本予定額に対する補助率: 1/2 ※「CVS以外の食品小売店舗の更新事業」の場合 ⇒ 国庫補助基本予定額のうち工事費に対する補助率: 1/2、工事費以外に対する補助率: 1/3	P9、P26 別紙2(注記)
4	経費内訳について: 総事業費とは	補助申請事業の発注予定金額です。基本的には補助対象経費支出予定額と同額にしてください。 同額とならない場合としては、補助の対象とならない工事(例: 既設設備等のフロン等回収処分費や撤去除却費及びそれらに係る間接経費)等を補助対象工事と同時に行うような場合です。そのような場合は根拠となる資料(見積書等に「補助対象経費」「補助対象外経費」の区分を内訳書に明記して集計したもの等)を添付して補助対象経費支出予定額を示すことが必要です。	P14 別紙2 (記入要領)
5	経費内訳について: 補助対象経費支出予定額とは	「総事業費」を基に、「寄付金その他の収入」「総事業費のうち補助対象外経費」に区分した内訳金額を記載し「補助対象経費支出予定額」を算出していただきます。 各内訳金額の根拠となる資料(寄付金その他の収入であることを説明できる資料、見積書等に「補助対象経費」「補助対象外経費」の区分を内訳書に明記して集計したもの等)を添付してください。 併せて、添付する根拠資料の情報(発行会社名、発行日、文書番号)を備考欄に記載ください。	P14 別紙2 (記入要領)
6	経費内訳について: 国庫補助基本予定額の経費区分内訳	「補助対象経費支出予定額」を基に、「工事費」「設備費」に経費区分した内訳金額を記載して「国庫補助基本予定額」を算出してください。 各内訳金額の根拠となる資料(業者見積書の内訳書に「工事費」「設備費」の区分を記載して集計したもの等)を添付してください。 なお、本補助事業では業者見積書に含まれる間接工事費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)は「工事費」であって、「業務費」「事務費」に該当する経費ではありません。 ※「工事費」とは、本工事費[直接工事費(材料費(据付用鋼材、配管材料、電気・計装材料、保温材料、等々)、労務費、直接経費)、間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)]、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費に要する経費です ※「設備費」とは、業務を行うために直接必要な設備及び機器(例: 冷凍機、冷却器、冷却塔、制御盤、分電盤、計測・監視装置、除害装置、熱交換器、受液器、ポンプ/ファン類、等々)の購入に要する経費です。なお、本補助事業ではこれら購入設備の運搬・調整・据付け等に要する経費等は「工事費」として計上してください	P14 P28-29 別紙2 (記入要領)
7	経費内訳について: 国庫補助基本予定額と補助金所要予定額	「国庫補助基本予定額」の経費区分ごとに補助率を選択して、経費区分ごとの「補助金所要予定額」(円単位: 1円未満の端数は切捨て)を算出します。 算出した経費区分ごとの「補助金所要予定額」を合計した金額が、申請事業の「補助金所要予定額」(1,000円未満切捨て)となります。	P14 別紙2 (記入要領)
8	経費内訳について: 補助金所要予定額と補助率	補助基本額経費区分内訳に次の補助率を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)です。 ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は切捨ててください。 補助率: 大企業・中小企業 1/3以下 ※先進的な中小企業に合致している事業者は、補助率1/2以下 ※冷凍冷蔵倉庫のうち、大企業は設備費のみ1/3以下 ※食品小売店舗のうち、コンビニエンスストア(CVS)は設備費のみ1/3以下 ※CVS以外の食品小売店舗のうち、改装店舗の工事費は補助率1/2以下	P14 別紙2 (記入要領)

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
9	経費内訳について:「補助対象範囲の経費総額」とは	「補助対象範囲の経費総額」とは、本補助事業では本来補助対象経費として認められている範囲内の経費であるにもかかわらず、事業申請するにあたって(意図的に)補助対象外経費として申請範囲から外した経費を含めた「補助対象となる経費の総額」のことです。(⇒本補助事業で補助対象外経費と定めている経費については「補助対象範囲の経費総額」に含まれません) 各内訳金額の根拠となる資料(見積書等)を添付してください。 添付する根拠資料の情報(発行会社名、発行日、文書番号)を備考欄に記載ください。	P14 別紙1 別紙2 (記入要領) 審査基準
◆事業期間			
1	事業期間は	今回の補助事業の実施期間は、原則として交付決定日以降から令和9年2月26日まで(単年度事業)となります。 ただし、複数年度事業(国庫債務負担行為の事業)に該当する事業は、交付決定日以降から翌年度の令和10年2月29日まで(2箇年度)とすることができます。	P10
2	複数年度にわたる事業はどのように申請すればよいか	複数年度事業は、単年度での事業完了が困難であり、2年目も継続して事業を実施せざるを得ない特段の事由がある事業であり、申請時に年度毎の事業内容や経費等を明確に区分した事業全体の実施計画書を提出する必要があります。 詳細は、公募要領をご参照ください。	P12
3	新築の案件で、事業所オープンが翌年度となりますが応募できますか?	事業期間の中で、補助対象設備の【発注、着工、機器搬入、工事、試運転、完工、検収、支払い】が完了する計画であれば、施設の運用開始が翌年度となっても応募可能です。 ※詳細はお問合せください。	P10、P12

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆補助事業の対象			
1	冷凍冷蔵倉庫の補助対象範囲は	専ら物品の保管、荷捌及び流通加工の用に供する場所を対象とし、同一の計画に保管の用に供する場所が含まれていない場合は対象外となります。	P5,P6
2	冷凍冷蔵車や冷凍冷蔵船に自然冷媒機器を使用しようとする事業は、補助対象となりますか	「目的と対象事業」の通り、車や船に対する補助事業ではない為、補助対象とはなりません。	P5-6
3	プレハブ式冷凍・冷蔵保管庫に脱炭素型自然冷媒機器を入れる場合、補助対象となりますか	補助対象となります。 但し、保管庫の断熱パネルなどは補助対象外です。	P6
4	自然冷媒を使用した厨房の「冷凍冷蔵庫」などは補助対象となりますか	自然冷媒を使用した機器であっても、厨房設備として使用される比較的小型の冷凍機が内蔵された冷凍庫・冷蔵庫・冷水機・製氷機などは、冷凍冷蔵倉庫や食品小売店舗のショーケースに該当しないことから、補助対象とはなりません。	P5-6 P14
5	既存設備の更新のみ対象ですか	既存設備の更新だけでなく、新設や増設でも申請可能です。	P5-6 別紙1
6	他の補助金と併用することは可能ですか	本補助金は国の補助金事業です。 補助事業の要件として、国からの他の補助金（負担金、利子補給金等を含む）を受けてないことが条件です。 重複申請は可能ですが、国からの他の補助金も採択された場合は、どちらかのみの受給となります。 また、地方公共団体等からの補助金との併用は可能ですが、併用する場合は、当該地方公共団体等からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。詳細は、併用となる地方公共団体等にお問合せ下さい。 併用可能な地方公共団体等からの補助金を活用する場合は、根拠となる資料（寄付金その他の収入であることを説明できる資料、地方公共団体等からの交付決定通知書等）を添付し、別紙2の「(2)寄付金その他の収入」欄に地方公共団体等による交付決定金額を記載してください。	P5 別紙2 (記入要領)
7	申請の単位は(その1)	エネルギー管理を一体で行う事業所単位で補助申請を行って下さい。 同一事業者（補助対象機器を実際に使用及び管理する事業者）が複数の事業所に対する補助申請を行う場合や、同一の事業所における複数の施設に対する補助申請を行う場合も、事業所単位で補助申請を行ってください。	P6
8	申請の単位は(その2)	同一事業所において、①冷凍冷蔵倉庫及び②食品製造工場に用いる自然冷媒機器並びに ③食品小売店舗におけるショーケース等の自然冷媒機器を併せて導入する場合は、それぞれ分けて申請してください。	P6
9	補助金申請できる者（補助事業者）は誰ですか	以下の方が申請者となります。 (ア)民間企業 (イ)地方公共団体 (ウ)個人事業主 (エ)その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者	P8
10	補助対象事業の補助率は	原則として1／3以下となります。 ただし、「先進的な中小企業」に合致し、かつ審査時の得点順上位20%以内の事業者は、補助率1／2以下となります。 なお、補助率の詳細は、別表第1の【補助率等】の分類によるものとします。	P9、P26 別表第1
11	補助金の上限はありますか	1事業者当たりの補助金：5億円まで (フランチャイズ形態のコンビニエンスストアにあつては、2億5千万円まで)となります。	P9
12	申請件数に制限はありますか	件数の制限はありません。但し、同一事業者の同一事業所における同一施設に対する申請は1回のみとします。	P9

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
13	補助対象経費の範囲は	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、当該事業で使用されたことを証明できる「本工事費」「設備費」「業務費」「事務費」に該当する経費に限ります。 なお、本補助事業では業者見積書に含まれる間接工事費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)は「工事費」であって、「業務費」「事務費」に該当する経費ではありません。 ※「工事費」とは、本工事費[直接工事費(材料費(据付用鋼材、配管材料、電気・計装材料、保温材料、等々)、労務費、直接経費)、間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)]、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費に要する経費です ※「設備費」とは、業務を行うために直接必要な設備及び機器(例: 冷凍機、冷却器、冷却塔、制御盤、分電盤、計測・監視装置、除害装置、熱交換器、受液器、ポンプ/ファン類、等々)の購入に要する経費です。なお、本補助事業ではこれら購入設備の運搬・調整・据付け等に要する経費等は「工事費」として計上してください	P14 P28-29 別紙2 (記入要領)
14	補助対象経費の範囲は: 大企業の冷凍冷蔵倉庫の場合	大企業の冷凍冷蔵倉庫の場合は、設備費のみが補助対象経費となります。	P25 (別表第1) P29 (別表第2)
15	補助対象経費の範囲は: CVSの場合	食品小売店舗のうちコンビニエンスストア(CVS)は、設備費のみが補助対象経費となります。	P25 (別表第1) P29 (別表第2)
16	補助対象外経費(補助対象とならないもの)とは	補助対象外経費の例として、 ・建物・躯体(含: 床・天井・間仕切壁等)、建物付帯設備(照明、換気、空調、電源等) ・プレハブ冷凍冷蔵保管庫等の断熱パネル類やフリーザー設備等の断熱ケーシングなど ・ベルトコンベヤー、加工機器など製造設備に関するもの ・フェンス、衝突防止杭など防護設備に関するもの ・将来用設備・予備機 ・非常用発電機・仮設物 ・既存施設の撤去費、廃棄物の処分費用 ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費 ・振込手数料、消費税等 ※将来用設備: 将来用の施設などに必要となる能力等を予め見込んだ設備や機器など ※予備機: 運転機器の故障や破損などにより想定外の停止があった場合でも施設などの運転を継続できるように設置される機器など	P14
17	鮮魚などの冷却保存用に使う氷を製造するための冷凍装置は申請できますか	食品製造工場における補助対象範囲は、食品及びその原材料・冷却材の製造・加工プロセスにおいて冷却・冷蔵・冷凍などの用に供する脱炭素型自然冷媒機器の導入となっています。 よって、申請は可能です。	P6
18	食品製造工場の加エラインで食肉などの冷却用に使用する氷を製造するための冷凍装置は申請できますか		
19	補助対象設備の機器基礎は対象となりますか	対象となります。	P14
20	自然冷媒を使用する空調設備機器(エアコン、冷凍機等)は補助対象となりますか	本補助事業では空調設備機器は対象とはなりません。	P5
21	自然冷媒機器を設置するために必要な安全設備は対象となりますか	対象となります。 【事例】アンモニア冷凍機用のスクラパーなどの除害装置(非常用発電機は対象外)等	P14
22	消費税は補助対象ですか	消費税は補助対象外です。経費はすべて「消費税抜額」で記載してください。 消費税込みで支払って仕入控除を行った場合、補助金の返還が必要となりますのでご注意ください。	別紙2 (記入要領)

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆採択について			
1	応募すれば採択されますか	対象事業の要件への適合、費用対効果等の審査基準を策定し、応募者より提出された実施計画書等について厳正に審査を行い、補助金の予算の範囲内で補助事業を選定します。	P11 審査基準
2	審査はどのような基準ですか	機構HPの補助金の公募についての「審査基準」を参照願います。	P11 審査基準
3	中小企業には何らかのインセンティブがありますか	申請者が中小企業に該当する場合、審査基準に定めている通り一定の加点が行われます。 また、先進的な中小企業に選定された場合は補助率が1/2以内となります。	P9 P26 (別表第1) 審査基準
4	先進的な中小企業について	先進的な中小事業とは、中小企業のうち【大企業に求める条件】に合致し、かつ補助事業(中小企業に限る)の審査時の得点順上位20%以内の事業者を言います。	P9 P26 (別表第1)
◆交付申請について			
1	採択内示を受けた後はどうすればよい	採択内示を受けた事業者には、機構より送付する「交付申請書作成要領等」に従って「交付申請書」を作成し、申請していただきます。(申請手続きは交付規程を参照願います)	P20 交付規程
2	採択内示メール＝交付決定ですか	採択内示は交付決定ではありません。従って、事業者より提出された交付申請書の内容等について、確認出来次第「交付決定通知書」を発行します。 なお、交付申請書の提出期限までに申請がない場合は「申請辞退」と見做します。	P20 交付規程
3	応募から交付決定までどれくらい期間がかかりますか	応募申請を締め切った後、約2ヶ月ほどの期間を要します。 機構HPに補助事業実施フローがありますので参照ください。	実施フロー
4	交付申請書は応募申請書と様式は同じですか	別紙1は共通様式となっていますが、別紙2は様式が異なります。 「採択内示」の通知と一緒にお知らせする【交付申請書の様式】等に従って、改めて作成してください。 記入内容等は応募申請書と類似していますが、経費内訳の用語の違いなど、交付申請書として書式を定めています。	交付規程
5	交付申請書の提出方法は	【応募申請を紙の申請書と電子媒体の郵送等で行っている場合】 正1部、副(写)1部と、資料全体をまとめた電子媒体(CD-R等)1部を提出してください。 別紙1または別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録のある通知の写し、参考資料の組織概要、経理状況報告書、定款または寄付行為等を正・副ともに添付してください。 なお、参考資料の組織概要、経理状況報告書、定款または寄付行為等については、応募申請書時より変更がない場合はその旨を申請書に記載することで省略可能です。 書類は、提出期限までに持参または郵送により機構へ提出してください。(電子メールによる提出は受け付けません) 申請書は返却しませんので、必ず事業者の控えを取ってください。 【応募申請を補助金申請システム(jGrants)で行っている場合】 「jGrants」による電子申請の場合、交付申請書の「jGrants」登録日時が機構への提出日時となりますので、必ず提出期限までに交付申請書の登録を終えてください。 提出期限直前はシステム回線の混雑状況等により、登録に予想以上の時間を要することがあります。登録される際は時間的余裕を十分に見込んでください。 なお、「jGrants」登録後に機構から、参考用として書類(紙)の送付を依頼することがありますので、その際はご協力ください。	P20 交付規程

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆事業の開始について			
1	事業の開始は	交付決定通知書を受理してから事業を開始してください。事業期間は交付決定日から完了予定日までとなります。	P10、P20
2	交付決定前に業者決定までは可能ですか	交付決定前までに行える事として、計画立案、見積書取得、業者決定までは可能です。但し、補助事業の発注・契約は交付決定日以降に行っていただきます。	P10、P20
3	交付決定前に先行工事は可能ですか	交付決定日以前に発注・契約したものは補助の対象とはなりません。先行工事に関しては、補助事業とは別契約で行うことが望ましい。	P2、P20
4	発注や契約はいつから可能ですか	発注・契約は交付決定日以降に行ってください。なお、交付決定日前の発注・契約に関しては、すべて補助事業の対象外となります。	P2、P20
5	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能か	同時に発注するのは構いません。ただし、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用について、見積書・発注書・契約書・請求書等の中で明示区分してください。	P20-21 P28-29
6	導入を予定している機器は、1社しか製造しておらず、1社分の見積書しか取得できないが、問題ないか	競争原理によって選定することが原則ですが、著しく困難又は不適当な場合は「業者選定理由書(伺書)」等で具体的かつ詳細に説明することが必要となります。	P20-21
7	補助対象経費の中に自社製品の調達があるが、この場合「利益等排除」の対象となりますか	利益排除等の対象となります。自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した(製造原価)を補助対象経費の実績額とします。	P21
8	工事費など業者への支払方法は	支払方法は、銀行振込を原則とします。手形払いは認められません。振込は単独振込が望ましいですが、合算振込の場合はそれぞれの金額の明細証明が必要となります。なお、振込手数料は発注者側で負担願います。	P21
◆事業の完了について			
1	事業の完了は	事業者が発注・契約した補助事業が完了し、発注・契約した金額が全て支払われた日となります。	P10、P21
2	複数年度事業における事業の完了は	複数年度事業は、発注・契約した補助事業を進めていただき、1年目事業終了日後に年度終了実績報告書を提出して概算払いとなります。引き続き2年目事業を進めていただき、発注・契約した補助事業が全て完了し、発注・契約した金額が全て支払われた日が事業完了日となります。その後、完了実績報告書を提出して精算払いとなります。	P10 P20-21 実施フロー
3	圧縮記帳は適用されますか	補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることができます。(事務費を除く)なお、これらの規定の適用を受けるにあたっては、一定の手続きが必要となります。詳しくは所轄の税務署等にご相談ください。	P22
4	補助金はいつ支払われますか	補助事業者は、機構から交付額の通知を受けた後、精算(概算)払請求書を提出していただきます。その後、1か月程度で機構から補助金を支払います。遅くとも3月末日までには支払い完了となります。	P21 実施フロー

環境省補助事業「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
よくあるご質問

	Q: 質問	A: 回答	公募要領 関連頁
◆事業完了後の義務など			
1	補助事業完了後は何らかの義務が生じますか	補助事業の実施により取得し又は効用の増加した財産(取得財産等)については、取得財産等管理台帳を整備し、善良な管理者の注意をもって管理し交付の目的に従ってその効率的運用を図る義務が生じます。 すなわち、①取得財産等の識別管理と適正な維持管理(法定耐用年数(処分制限)の期間)、②補助金の目的であるCO2排出目標の達成、③事業終了後3年間の事業報告、④補助事業の検証・評価への協力(環境省等による調査)、⑤事業終了後5年間の補助事業に係る経費の帳簿及び証拠書類の保存(会計検査院の実地検査対応)などの義務があります。	P14-15 P22